

利用者や職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合の 置賜保健所等との連携マニュアル(入所施設・居住系事業所版) vol.2

対応と流れ	対応機関		摘 要
	福祉施設 ・事業所	保健所・ 総合支庁	
1 第一報受理	○		職員(家族)から、陽性者になった旨の報告を受理(施設内・法人内でも情報共有)
2 (陽性者の家族への連絡)	○		陽性者が利用者の場合、当該利用者の家族へ報告(施設内・法人内でも情報共有)
3 総合支庁へ報告	○		当該施設から置賜総合支庁地域保健福祉課(0238-26-6028、6024)に報告(指定権者が市町の場合、市町にも報告)
4 (陽性者の療養場所の確認)		○	【陽性者が利用者の場合】原則入院だが状況によっては施設内療養 【陽性者が職員の場合】原則入院だが状況によっては自宅療養 ※施設内療養又は自宅療養の場合は、保健所が指示する期間健康観察を行い、その結果を保健所から送付される「健康観察票」に記録
5 接触者リスト等の作成・提出	○		○当該陽性者が発症した日の2日前(無症状の場合は検体採取日の2日前)からの接触者リスト(別紙2)を作成し、速やかに地域保健福祉課に提出(別紙1も参照) ※ショートステイ利用者(帰宅した方を含む)についても該当する場合はリストアップ ○併せて、「接触者リスト」に記載した者について、「PCR検査対象者保険証情報」(別紙3)も提出
6 (その他資料の準備)	○		次の資料を準備し、求められれば地域保健福祉課に提出 ○建物の平面図(部屋の配置がわかるもの。簡単なもので可) ○当該陽性者が発症した日の2日前(無症状の場合は検体採取日の2日前)からの利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直前2週間の勤務表及び施設に出入りした者等の記録
7 接触者調査の実施		○	保健所・地域保健福祉課が当該施設を訪問し(又は電話により)、提出された接触者リストを基に濃厚接触者の特定等のための調査を実施
8 濃厚接触者の検査等についての打合せ		○	濃厚接触者の検査機関及び受診(検体採取)日については、保健所又は地域保健福祉課から別途連絡(接触後短期間では検査効果がないので2~3日後に検査する)。 ※感染力が強いとされるデルタ株の拡大に伴い変更(変更前:5日程度後)
		○	地域保健福祉課では、施設から提出された別紙3に記載された者のうち、検査対象となった者の情報のみを記載(検査対象にならなかった者を削除)した別紙3を保健所の検査誘導担当に提出
	○		濃厚接触者とされた者に対し、次の書類を配布 ○別紙4「新型コロナウイルスPCR検査(唾液用)のご案内」 ○別紙7「新型コロナウイルス感染症患者の接触者の健康観察票」 (注)濃厚接触者とされた職員は、勤務中でも直ちに帰宅し、検査結果がわかるまで自宅待機
	○		○結果が陰性でも陽性者との最終接触日の翌日から14日間程度は自宅待機のうえ、健康観察が必要(具体的な期間は保健所の指示に従う)。 ○このため、職員が出勤不能となったことを想定した勤務シフトを検討しておくことも必要
9 検査結果が判明するまでの濃厚接触者(利用者)の療養場所やケア担当職員についての打合せ	○	○	○原則として個室に移動する。個室が足りない場合は症状のない濃厚接触者を同室にする。この際、濃厚接触者にはマスクの着用を求め、「ベッドの間隔を2m以上あける」又は「ベッド間をカーテンで仕切る」 ○ケア担当職員は、一般的には、基礎疾患がなく高齢者でもなく、高齢者と同居していない職員から選任
10 施設内の実地確認	○	○	当該感染者の施設内での動線・他の人との共有空間の確認(換気の状態を含む)、消毒場所の確認等
11 (消毒についての打合せ)	○	○	必要に応じ、消毒場所及び消毒方法について打合せ(別紙5参照)
12 併設サービスの取扱いについての打合せ	○	○	通所事業所や短期入所事業所を併設している場合、その取扱いについての打合せ(一般的には、少なくとも濃厚接触者の検査結果が判明するまでは通所事業所は休止、短期入所事業所は新規受入れを中止)
13 (併設サービスを休止等する場合の連絡)	○		通所事業の休止や短期入所事業の新規受入れを中止することにより影響を受ける利用者及び関係する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所にも連絡
14 (併設サービス利用者への代替サービスの検討)	○	△	併設の通所事業所や短期入所事業の利用者で、代替サービスがなければ生活継続が困難な方に対して、担当の介護支援専門員や相談支援専門員と連携して代替サービス(当該事業所や同一法人の職員による訪問サービスを含む)を検討。代替サービスが欠かせないにも関わらず調整困難な場合は地域保健福祉課に相談
15 (外部への支援要請等の検討)	○		濃厚接触者が陽性となり、複数の感染者が施設内で療養しなければならない事態に備え、外部職員への支援要請や業務継続計画(BCP)の適用の検討開始
16 (当該法人による公表)	○		○利用者又は職員が感染者になったことについて、当該法人のホームページ等により公表(別紙6参照)。公表内容は事前に地域保健福祉課と調整。公表の際は、個人情報の保護や人権への配慮に留意 ※別紙6のとおりの内容で公表する場合は、地域保健福祉課との調整は不要 ○公表日時は県が詳細を公表する日時(原則、陽性判明日の翌日の15時30分)以降
17 (感染防御物品の在庫把握・補充方法検討)	○		複数の感染者が施設内療養となった場合に備え、個人防護具、消毒薬、衛生用品等の在庫を確認。不足が見込まれる場合は補充について検討

対応と流れ	対応機関		摘 要
	福祉施設・事業所	保健所・総合支庁	
18 県による公表		○	感染者発生(確認)の翌日の10時に感染者の概要、15時30分に詳細を公表
19 濃厚接触者の検査結果判明。その結果を互いに情報共有	△	○	○濃厚接触者の検査結果について、(本人のほか)地域保健福祉課からも当該施設に連絡。なお、検査機関が医療機関であって、当該医療機関から施設に検査結果の報告があった場合は、施設から地域保健福祉課(0238-26-6028、6024)に報告 ○検査結果が陰性でも感染者との最終接触日の翌日から14日間の健康観察を行い、その結果を別紙7に記録
20 (クラスターとなった場合の施設名公表)		○	濃厚接触者の検査結果により、陽性者が5名となった時点でクラスターとして県は施設名を公表
21 (すべての利用者の御家族あてに状況報告)	○		すべての利用者の御家族(遠隔地の別居家族を含む)や介護支援専門員(障がい福祉サービスの場合は相談支援専門員)に対し、感染者発生状況や対応について文書により報告(別紙8参照)
22 (新たな感染者の濃厚接触者の特定と検査)	○	○	
23 (複数の感染者が施設内療養となった場合のゾーニング等に関する打合せ)	○	○	
24 (新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部招集)	○	○	施設内感染の早期収束の支援と医療機関への感染者の受入調整を行うため、当該施設代表、保健所、総合支庁、施設所在市町、調整本部統括コーディネーター、地区医師会、地域の医療機関、県看護協会、県庁所管課により協議
感染者(陽性者)の職場復帰	○		感染者が退院又は自宅(又はホテル)療養を終了した場合は、保健所に請求すれば「就業制限解除通知書」の交付を受けることができる。
利用者や職員の心のケア	○		感染者等に対する差別的な対応や非難により、利用者や職員に悩み・不安が生じた場合は、保健所に相談するよう助言 相談先:置賜保健所 精神保健福祉担当(0238-22-3015)

【参考】

1 労災補償について	<p>○職員(正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず)が新型コロナウイルスに感染した場合、業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付(療養保障給付、休業保障給付、遺族保障給付)の対象となります。また、新型コロナウイルス感染症による症状が継続し、療養や休業が必要と認められる場合にも、労災保険給付の対象となります。</p> <p>○感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。</p> <p>○請求の手続等については、米沢労働基準監督署に御相談ください。(0238-23-7120)</p>
2 傷病手当金について	<p>○新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のため労務に服することができない方については、被用者保険(国民健康保険以外の健康保険)に加入されている方であれば、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2に相当する金額が、傷病手当金として支給されます。</p> <p>○労務に服することが出来なかった期間には、発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間も含まれます。</p> <p>○やむを得ず医療機関を受診できず、医師の意見書がない場合においても、事業主の証明書により、保険者において労務不能と認められる場合があります。</p> <p>○国民健康保険に加入する方については、市町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。</p> <p>○具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に御確認ください。</p>
3 休業手当について	<p>○新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合ってください、労使が協力して、労働者が安心して休むことができる体制を整えていただくようお願いいたします。</p> <p>○休業期間中の賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。</p> <p>○休業手当を支払った場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象となります。</p> <p>○新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。被用者保険(国民健康保険以外の健康保険)に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。</p> <p>○新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、「受診・相談センター」でのご相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。</p> <p>○新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱いいただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。</p> <p>一方、例えば発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。</p> <p>○詳しくは、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け、令和3年7月28日版)」をご覧ください。</p>
4 雇用調整助成金について	<p>○新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) <p>※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている 4 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます) <p>○詳しくは、厚生労働省ホームページ「雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)」をご覧ください。</p>

出典)1及び2は、「新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け)」(厚生労働省:令和3年7月28日版)及び労災保障に関するリーフレット(同省)

3は、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け、令和3年7月28日版)」

※は、厚生労働省ホームページ「雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)」